

事務連絡
平成26年 3月18日

補助事業申請希望者各位

虻田郡留寿都村
産業課長 武田 齊

補助金事業の適切な実施についてのお願い

平素より本村の農業振興に係る施策にご理解とご協力を頂いておりますことに対して厚く御礼申し上げます。

産業課所管の補助金予算に対する実績についてですが、予算と実績の割合については留寿都村次世代農業確立対策事業が83.7%と高い執行率を記録しました。計画的な事業の申請・実施にご協力いただき、ありがとうございました。しかしその一方で、留寿都村農道補修事業は46.1%（補助金の約半分が未使用）と低水準で推移しております。

想定事業量（予算額）を超える申請量（事業実施希望量）があった場合、申請者全員に交付しようとする、交付基本額より少なく交付することになります。

申請の際に過大な申請や仮予約的な具体性・実現性の低い事業申請をして、気象等の止むを得ない理由以外で事業を実施しない方が多くいますと個人に交付される補助金額が結果的に少なくなってしまいます。

事業を実施する農業者等につきましては農作業の中、お忙しい事とは思いますが引き続き、計画的な事業の申請・実施をお願いいたします。

（産業課産業係）

留寿都村農地等災害防止対策事業・ 留寿都村自立的土地改良事業を申請する皆様へ

本事業は昨年度から事業開始しておりますが、他事業とは手続きが若干異なります。手続きにつきましては次のとおりを予定しておりますのでご了承願います。

1 申請時期

他の補助事業と同様に申請をお願いいたします。申請期限は4月30日です。

2 補助金額内示

申請を受けてから内示を行いますのでその指示に従い業者より見積書を作成してもらい産業課まで提出をお願いいたします。提出期限は5月30日を予定しております。

また、工事業者については工事着手前及び工事完成後の写真を提出してもらうように指示をお願いします。

3 指令交付

見積書により補助対象経費を算出し補助金指令書を交付します。
なお、指令交付前に産業課で着手前の現地確認を行う予定です。

4 完了報告

工事代金の支払いの解る書類（領収書、口座振込依頼書）を役場に提出して頂きます。（随時）
工事完成後に産業課で現地確認を行う予定です。

5 額の確定・補助金支払い

他の補助金同様に11月末までに完了報告を頂き年末までに支払い手続きを行う予定です。

6 その他

補助金は予算の範囲内での交付を基本としているため申請者が多数となった場合、補助金を按分調整して内示・指令交付する予定ですのでご了承願います。

また、詳細を問い合わせたい場合は産業課産業係（0136-46-3131）までご連絡をお願いします。

平成26年度 留寿都村 農業関係補助事業一覧

事業名	補助内容	26年度予算額	26年度事業見込量						
留寿都村次世代農業確立対策事業 ・ 耕畜連携堆肥供給推進事業	<p>・ 農業者が村内畜産農業者又はようてい農業協同組合から生産される堆肥を購入した経費のうち、消費税及び運搬・散布に係る経費を除く堆肥代のうち、次に掲げる額とします。 ただし、堆肥単価は、1,000円/t以上を対象とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">補 助 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村内産堆肥の場合</td> <td>1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/tを上限とします。）</td> </tr> <tr> <td>ようてい農業協同組合産堆肥の場合</td> <td><u>1/2以内の額（ただし、2,000円/tを上限とします。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 基 本 額	村内産堆肥の場合	1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/tを上限とします。）	ようてい農業協同組合産堆肥の場合	<u>1/2以内の額（ただし、2,000円/tを上限とします。）</u>	5,300,000円	2,842 t うち村内 2,112 t
	区 分	補 助 基 本 額							
村内産堆肥の場合	1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/tを上限とします。）								
ようてい農業協同組合産堆肥の場合	<u>1/2以内の額（ただし、2,000円/tを上限とします。）</u>								
・ 地力増進作物導入促進事業	<p>・ 農業者が地力の維持増進のために施用する緑肥の導入経費のうち、消費税及び運搬等に係る経費を除く1/3以内の額（1円未満切捨て）とします。 ただし、補助対象単価は2,500円/10aを上限とします。</p>	2,250,000円	270ha						
留寿都村農道補修事業 ・ 農道補修敷砂利事業	<p>・ 農業者が、農作業の安全と効率的な作業運行を目的に行う農道補修に要する経費のうち、消費税を除く砂利代及び運搬代の1㎡あたり単価1/3以内で、833円を超えない額とします。</p>	1,000,000円	12,000㎡						
留寿都村自立的土地改良事業	<p>農業者が圃場の生産性を向上させることを目的に行う小規模な土地改良事業に要する経費のうち、消費税を除く経費の1/2以内で250,000円を超えない額とします。</p>	2,500,000円	10箇所						
留寿都村農地等災害防止対策事業	<p>農業者が農地災害を防止することを目的に行う小規模な工事・工程に要する経費のうち、消費税を除く経費の4/5以内で200,000円を超えない額とします。</p>	2,000,000円	10箇所						

※平成26年度からの変更点

○留寿都村次世代農業確立対策事業（耕畜連携堆肥供給推進事業）

平成25年度はようてい農業協同組合産堆肥については補助率1/3（1,333円/tを上限）としておりましたが、平成26年度より村内産堆肥と同様に補助率を1/2（2,000円/tを上限）に引き上げを行い、事業の拡充を図っておりますのでご留意願います。

○留寿都村農道補修事業（農道路盤工事業）

本事業につきましては、平成25年度をもって事業完了となっております。本事業を望まれる方は、平成25年度より運用を開始しました留寿都村自立的土地改良事業をご利用下さい。

平成26年度留寿都村農業関係補助事業の実施について（お知らせ）

平成26年度留寿都村農業関係補助事業を、別紙一覧のとおり実施いたしますので、次の事項をご確認の上、希望される方は申請願います。

記

1. 補助の対象者

村内に居住し、営農する農業者（農業生産法人を含む。）とします。

ただし、平成25年度分までの村税に未納がある場合、補助の対象になりませんので、ご理解願います（申請の際に、納税状況を確認するための承諾書を徴取いたします。）。

2. 補助金の額

別紙「平成26年度留寿都村農業関係補助事業一覧」を参照願います。

3. 補助金の申請方法等

役場産業課窓口にて申請関係書類を用意しておりますので、印鑑持参の上来庁し、
手続を行ってください。

（役場の通常業務時間は、8:45～12:00・13:00～17:30です。）

4. 申請期限等

平成26年 4月30日（水）までとします。

5. 留意事項

（1）各補助事業の申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で助成することとなります。

（2）やむを得ない事由により事業を中止したり、事業量の変更があった場合には変更手続が必要となりますので、必ずご連絡ください。

（3）事業実施期間

平成26年11月14日（金）までといたします。

（4）実績報告

（3）の事業実施期間に関わらず、事業完了した場合は、速やかに実績報告手続をお願いいたします。

実績報告の期限は、平成26年11月21日（金）までといたします。